

食安発0515第2号
平成25年5月15日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第65号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第170号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

なお、これに伴い平成22年12月3日付け食安基発1203第2号「農薬シフルメトフェンの検査の取扱いについて」の通知を廃止する。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、乳酸カリウム及び硫酸カリウムを省令別表第1に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬アラクロール、農薬クレソキシムメチル、農薬クロマフェノジド、農薬サフルフェナシル、農薬シフルメトフェン、農薬スピロメシフェン、農薬トリフルラリン、農薬フェンブコナゾール、動物用医薬品フルニキシン、農薬プロスルホカルブ、農薬ペン

チオピラド、農薬ミルベメクチン及び農薬メタフルミゾンについて食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

- (2) 法第11条第1項の規定に基づき、乳酸カリウム及び硫酸カリウムの成分規格を設定し、試薬・試液等並びに5-メチルキノキサリンの成分規格を改正したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成25年11月15日から適用されるものであること。

農薬等	食品
アラクロール	大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、らっかせい及びその他のスパイス
クレソキシムメチル	米、とうもろこし、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、しろうり、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、びわ、あんず、すもも、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、

	鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
シフルメトフェン	なす、きゅうり、すいか、メロン類果実、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、もも、いちご、その他の果実及び茶
トリフルラリン	その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するアラクロールとは、畜産物にあつてはアラクロール及び加水分解により2,6-ジエチルアニリン又は2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリンへ変換される代謝物をアラクロールに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはアラクロールのみをいうこと。
- (2) 今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、畜産物にあつてはクレソキシムメチル及び2-[2-(4-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸をクレソキシムメチルに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはクレソキシムメチルのみをいうこと。
- (3) これまでシフルメトフェンとは、シフルメトフェン及び α , α , α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸をシフルメトフェンに換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するシフルメトフェンとはシフルメトフェンのみをいうこと。
- (4) 今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあつてはスピロメシフェン及び4-ヒドロキシ-3-メシチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはスピロメシフェン、4-ヒドロキシ-3-メシチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したもの、4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェンに換算したもの及び4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノ

ナ-3-エン-2-オンの抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいうこと。

- (5) 今回基準値を設定するフルニキシンとは、乳にあってはフルニキシン及び5-ヒドロキシフルニキシンをフルニキシんに換算したものの和をいい、その他の食品にあってはフルニキシンのみをいうこと。
- (6) 今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチン A3
【(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S)-21, 24-ジヒドロキシ5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.14, 8.020, 24]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン】及びミルベメクチン A4
【(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S)-6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.14, 8.020, 24]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン】の和をいうこと。
- (7) 今回基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあってはメタフルミゾン(E-異性体)、メタフルミゾン(Z-異性体)及びp-[m-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンズニトリルをメタフルミゾンに換算したものの和をいい、畜水産物にあってはメタフルミゾン(E-異性体)及びメタフルミゾン(Z-異性体)の和をいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくクレソキシムメチル、クロマフェノジド、シフルメトフェン、スピロメシフェン、フェンブコナゾール、プロスルホカルブ、ペンチオピラド、ミルベメクチン及びメタフルミゾンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬アラクロール、クレソキシムメチル、サフルフェナシル、スピロメシフェン、フルニキシン、プロスルホカルブ及びメタフルミゾン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

1 運用上の注意

試薬・試液等について、硫酸カリウムの成分規格の設定に伴い、亜セレン酸ナトリウム、塩酸試液（4mol/L）、塩酸試液（2mol/L）、硝酸試液（0.1 mol/L）及びセレン標準液が追加されたこと。

2 その他

(1) 乳酸カリウムについて

使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知されたいこと。

また、使用に関しては、食品安全委員会において「乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念があるため、適切な措置が講じられるべきである。」との食品健康影響評価がなされたことから、当該懸念事項について、別途発出する通知に基づき、関係業者に周知されたいこと。

(2) 硫酸カリウムについて

使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知されたいこと。